

序章 計画策定に関する基本方針

序－１ 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、平成４年の都市計画法の改正によって新たに設けられた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（都市計画法第 18 条の 2）であり、全ての都市計画区域においては、都市計画マスタープランを策定することが義務づけられています。

この計画では、総合計画や都市計画区域マスタープランに即して、長期的視点から行方市のおおむね 20 年後の将来像や行方市の都市計画の方針を定めます。

市町村の長期的な計画としては、総合計画があり、総合計画が市の行政運営全般の分野を対象とするのに対し、都市計画マスタープランでは将来像、土地利用、道路、公園、下水道などの都市計画や都市整備を中心として、まちづくりに関わる分野を対象とします。

序－２ 計画策定の背景と必要性

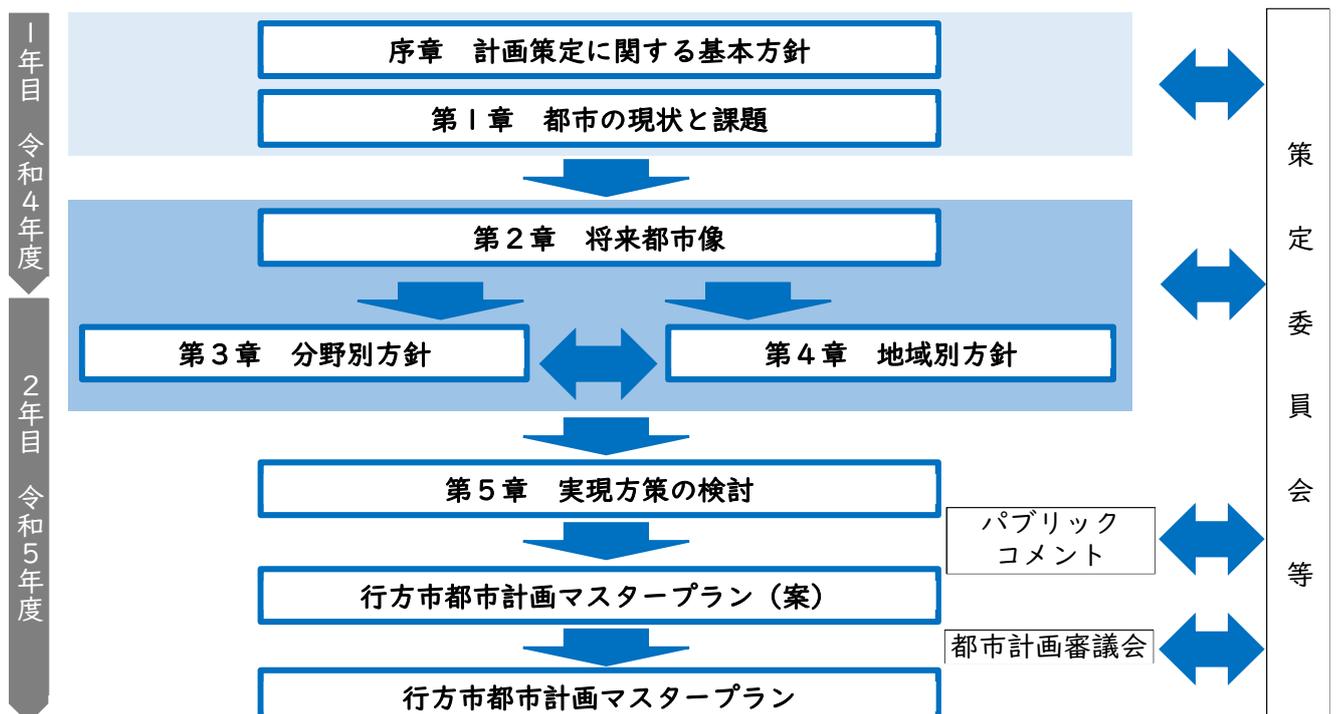
「行方市都市計画マスタープラン」（平成 20 年(2008 年)3 月)策定から 16 年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行、東関東自動車道水戸線の開通予定やそれに付随するインターチェンジ(以下、「IC」という。)や休憩施設の設置計画、上位関連計画の策定・見直しなど、本市を取り巻く状況が変化しています。

これらを背景として、現在の都市計画マスタープランを見直し、近年の社会経済情勢の変化等を踏まえながら、土地利用や都市施設整備についての検討を行い、より実効性のあるまちづくり計画としての改定を行います。

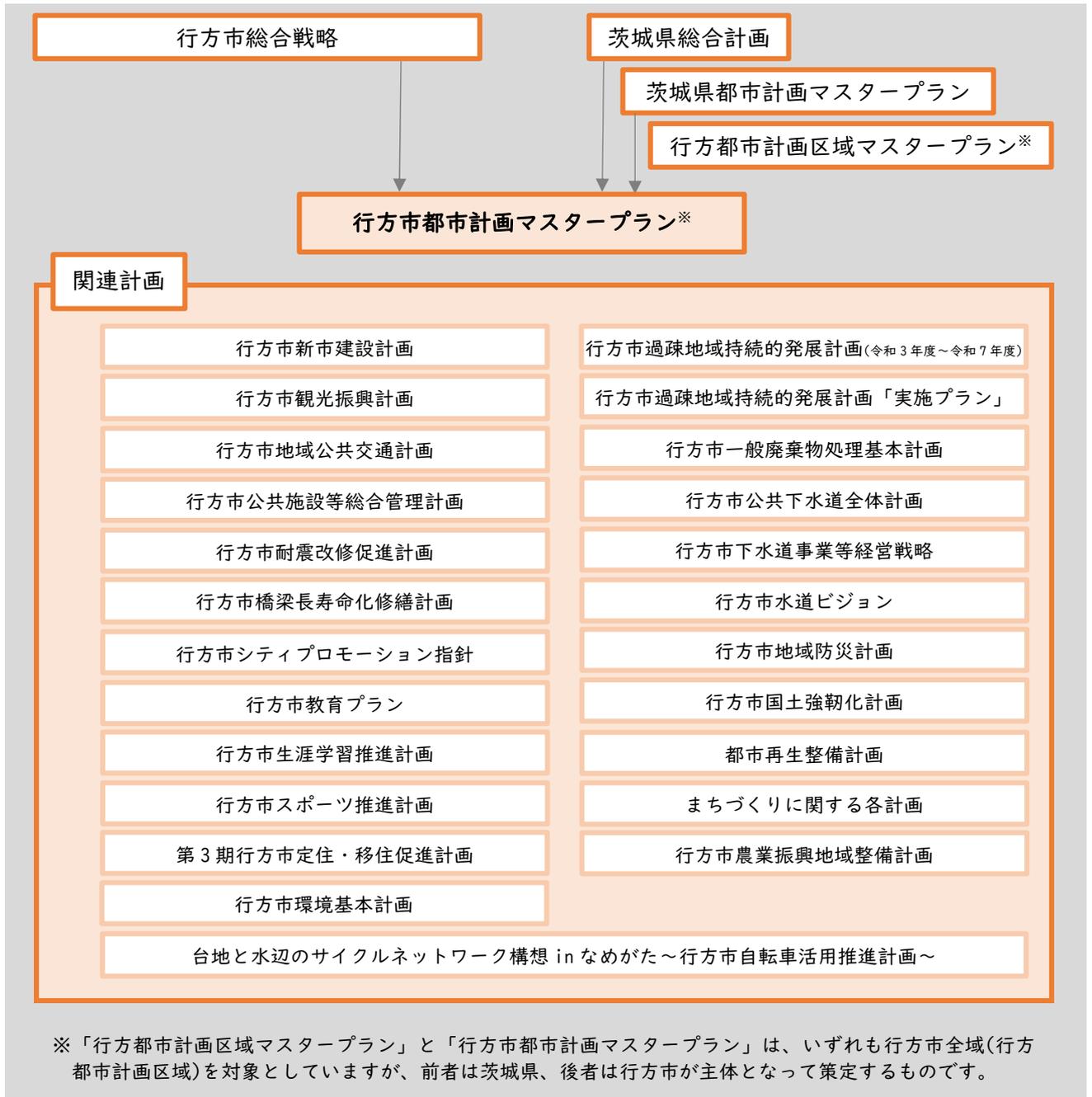
序－３ 基本的な前提

(1) 計画の構想及び位置づけ

計画の構成は、前提条件として市の現状や広域的な位置づけ、市のまちづくりの課題を踏まえて将来像を立案し、それを実現するための具体的な都市計画(分野別の方針)や実現方策を検討します。また、合わせて市民が身近な地域別の方針を検討します。

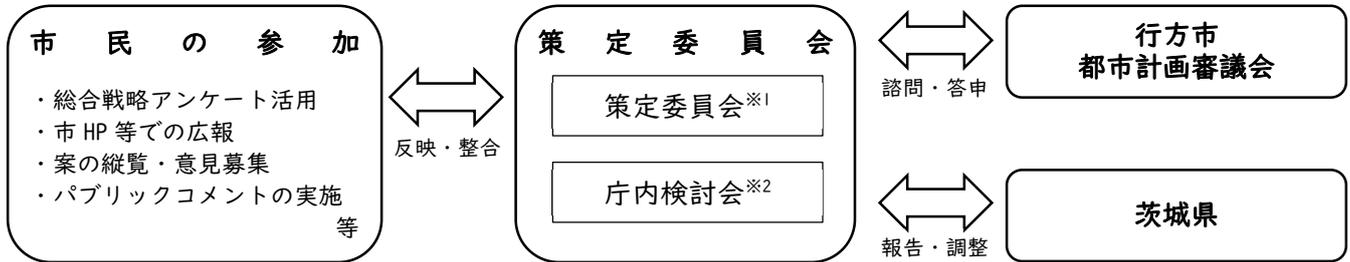


【都市計画マスタープランの位置づけ】



(2) 策定体制

本計画の策定にあたっては、以下の策定組織を設置し、計画内容の検討を進めます。また、市民意向を踏まえるため、既存のまちづくりに関連する各種意向調査の活用やパブリックコメント等を実施し、計画内容へ反映します。



※1『策定委員会』：市民や各種団体代表、学識経験者、議会代表、行政代表などで構成し、市民や庁内の意見調整、全体の整合、原案の検討・決定を行う

※2『庁内検討会』：庁内関係課職員で構成し、策定委員会で協議する素案などの調査・検討、庁内関係部課との調整を行う

(3) 目標年次

都市計画マスタープランは、長期的な視点から概ね 20 年後を目標時期として将来像を定めることとされています。本計画では、国勢調査等の統計調査が実施される節目の年との整合を図る観点から、目標年次を 2045 年(令和 27 年)と設定します。ただし、今後の社会情勢の変化や、上位・関連計画の見直し等の動向を踏まえ、5 年毎の定期見直しを基本として、必要に応じて適時適切に見直しを行うものとします。

